

吉田郡農業協同組合情報セキュリティ基本方針

平成17年3月26日

吉田郡農業協同組合

代表理事組合長 畑 幹夫

吉田郡農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

情報セキュリティ基本規程

(目的)

第1条 本規程は、当組合の「情報セキュリティ基本方針」に基づき、当組合における情報セキュリティの維持および推進を行うために必要な基本的事項を定めたものであり、当組合における情報セキュリティマネジメントシステム（組織的に情報セキュリティの維持および向上のための施策を立案、運用、見直しおよび改善すること）を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 「情報」とは、有形、無形を問わず、当組合が保有する一切の情報（当組合固有の情報の他、契約その他の正当な手段に基づき入手した、組合員および利用者その他の第三者から取得した情報を含む。）をいう。
2. 「情報資産」とは、有形無形を問わず、情報を含む媒体と伝達手段をいう。全ての紙面、媒体、情報システム等と、口頭や電気通信等で伝達される情報を含む。
3. 「情報システム」とは、情報を取り扱う機器装置等のハードウェア、ソフトウェア、プログラム、伝送経路等および、これらにより構成される電子システムおよびその収納施設等をいい、情報に関連する一切の資産および処理方法を含む。
4. 「リスク」とは、想定される脅威（情報資産に対して損害を与える要因をいう。以下同じ。）が、情報資産に対して損害を与える可能性をいう。
5. 「リスク評価」とは、情報資産について、脅威に対する脆弱性を分析し、かつリスクが顕在化した場合の事業に対する影響度を評価することをいう。
6. 「情報セキュリティ」とは、情報資産に対し、①機密性（正当に許可した者だけが当該情報資産にアクセスできること）、②完全性（正確および完全であるよう、情報資産を不正な改ざん及破壊から保護すること）および③可用性（正当にアクセスを許可された者が、使用許諾の範囲内で、必要な時に円滑に当該情報資産にアクセスできること）を確保し、維持することをいう。
7. 「対象情報」とは、リスク評価の結果、情報セキュリティの確保および維持が必要と判断した情報をいう。
8. 「対象情報システム」とは、リスク評価の結果、情報セキュリティの確保および維持が必要と判断した情報システムをいう。

9. 「対象情報資産」とは、対象情報および対象情報システムの総称をいう。
10. 「不測事態」とは、情報セキュリティの確保及び維持に重大な影響を与える災害、障害、セキュリティ侵害等の事態をいう。
11. 「役職員等」とは、当組合の役員、職員ならびにこれに準ずる者（嘱託職員、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等、および当組合との間に委任契約又は雇用契約が成立した者）をいう。
12. 「課」とは、課およびこれに準じる組織をいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、役職員等に適用する。

（情報セキュリティ管理体制）

第4条 「情報セキュリティ委員会」は、委員長、情報セキュリティ事務管理者、情報システム管理者、情報セキュリティ管理者により構成されるものとする。

- ② 情報セキュリティ委員会は、当組合における情報セキュリティ維持および向上に必要な基準、規程類を制定し、これらの周知徹底、運用および見直し、改善を図るとともに、施策等の審議、評価、見直し、および改善を行う。
- ③ 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関する不測事態が生じた場合の連絡体制を整備、運営および見直し、改善を行う。
- ④ 「委員長」は、組合長とし、当組合における情報セキュリティに係る業務について統括的責任と権限を有するものである。
- ⑤ 「情報セキュリティ総括管理者」（以下「総括管理者」という。）は、専務とし、情報セキュリティ委員会および本規程に従い、当組合における情報セキュリティに係る業務を実施する責任と権限を有するものとする。
- ⑥ 「情報システム管理者」は、管理課長とし、総括管理者を補佐し、当組合の情報システムのセキュリティに係る業務について責任と権限を有するものとする。
- ⑦ 「情報セキュリティ管理者」（以下「管理者」という。）は、各課長・各所長とし、総括管理者の指示に従い、当該課における情報セキュリティに係る業務について一義的な責任と権限を有する者をいう。

（教育）

第5条 委員長は、総括管理者、情報システム管理者と協議の上、役職員等に対し、情報セキュリティ管理体制、規程類および関係法令等を理解させるために必要な教育を実施する。

(リスク評価)

第6条 管理者は、自課が保有する情報資産について定期的にリスク評価を実施し、自室部が保有する対象情報資産を把握しなければならない。

- ② 総括管理者は、管理課と協議の上、課がリスク評価を実施するために必要な事項等を定めた基準を作成し、情報セキュリティ委員会の審議に付す。
- ③ 総括管理者は、情報セキュリティ委員会の審議の結果に基づき、前項の基準を作成し、委員長承認後、この周知徹底、運用および見直し、改善を図る。
- ④ 管理者は、前項に基づき制定された基準に従い、自課においてリスク評価の周知徹底、実施、運用を行い、自課の役職員等への指示を行う。

(対象情報に関する情報セキュリティ)

第7条 役職員等は、自己が扱う対象情報を適切に管理しなければならない。

- ② 役職員等は、対象情報の管理にあたり、「個人情報取扱規程」その他の情報セキュリティに関連する規程類を遵守しなければならない。
- ③ 総括管理者は、関係課長と協議の上、役職員等が対象情報を適切に管理するために必要な事項等を定めた基準および規程等を作成し、委員長承認後、周知徹底、運用および見直し、改善を図る。
- ④ 管理者は、前項に基づき制定された基準および規程類に従い、自課の役職員等が、自課の対象情報を適切に管理するよう、周知徹底、運用を行い、自課の役職員等への指示を行う。
- ⑤ 役職員等は、対象情報の使用および管理に際し、情報セキュリティに関連する規程、要領等を遵守しなければならない。

(対象情報システムに関する情報セキュリティ)

第8条 情報システム管理者は、当組合の保有する対象情報システムについて、その設計、開発から導入、運用、保守を通じ、対象情報システムの重要度や特性に適合した情報セキュリティの確保、維持のための施策（コンピュータウィルスからの保護、記録情報のバックアップ、情報システムの運用の記録、ネットワークの管理、情報システムの付属媒体の管理、電子メールのセキュリティ、アクセス制御を含むが、これらに限らない。）を講じるものとする。

- ② 情報システム管理者は、関係課長協議の上、対象情報システムを適切に管理するために必要な事項等を定めた基準および要領を作成し、委員長承認後、この周知徹底、運用および見直し、改善を図る。
- ③ 管理者は、前項に基づき制定された基準および要領に従い、自課の対象情報システムを適切に管理するために、周知徹底、運用を行い、自課の役職員等への指示を行う。
- ④ 役職員等は、対象情報システムの利用および管理に際し、情報セキュリティに関連する規

程、要領等を遵守しなければならない。

(人に関する情報セキュリティ)

第9条 情報システム管理者は、関係課長と協議の上、職制規程等に役職員等の情報セキュリティ管理体制における役割および責任に関する規定を作成し、理事会において決定する。

- ② 役員は就任時に、情報セキュリティの確保、維持に関する必要な事項を定めた誓約書等を、組合に提出するものとする。
- ③ 職員等の採用を行う責任者は、その採用の時に、情報セキュリティの確保、維持に関する必要な事項を定めた誓約書等を、当該職員等から取得するものとする。
- ④ 派遣職員の受入責任者は、受け入れの時に、情報セキュリティの確保、維持に関する必要な事項を定めた誓約書等を、当該派遣職員から取得するものとする。
- ⑤ 総括管理者は、関係課長と協議の上、役職員等および派遣職員の受入に関する規程類において、前3項に定める誓約書等の取得のために必要な事項等を確保するとともに、これに係る周知徹底、運用および見直し、改善を図る。

(取引先等に関する情報セキュリティ)

第10条 管理者は、対象情報資産を取引先等の第三者に開示する場合、対象情報資産を第三者に預ける場合、その他第三者が対象情報資産を知り得る場合は、当該第三者との間で情報セキュリティの確保、維持のために必要な契約を締結する等の適切な措置を講じなければならない。

- ② 管理者は、前項の場合、当該第三者による当該対象情報資産の適切な情報セキュリティの確保、維持のために必要な監督に努めるものとする。
- ③ 総括管理者は、関係課長と協議の上、取引先等の第三者との契約に関する基準および規程類において、第1項に定める適切な措置を講じるために必要な事項等を確保するとともに、これに係る周知徹底、運用および見直し、改善を図る。

(保管環境に関する情報セキュリティ)

第11条 総括管理者は、対象情報資産を保管する建物、区画、書棚等について、当該対象情報資産につき不当なアクセス、紛失、盗難等を防止するため、管理区域の入退出管理その他の適切な措置を講じるものとする。

- ② 総括管理者は、関係課長と協議の上、前項に基づき基準および規程類を定め、これに係る周知徹底、運用および見直し、改善を図る。

(不測事態対応計画)

第12条 総括管理者は、不測事態が生じた場合においても、事業活動に支障を来たさない、又は支障を最小限化するための計画（以下「不測事態対応計画」という。）を立案、策定、周知および見直し、改善を行うものとする。

- ② 管理者は、自課の対象情報資産について不測事態が生じた場合又はその兆候を知った場合、直ちに不測事態対応計画を実行するとともに、当該不測事態の原因究明を行う。
- ③ 総括管理者は、不測事態対応計画の実効性について定期的に見直し、必要に応じ改善を図るものとする。
- ④ 総括管理者は、関係課長と協議の上、管理責任者が不測事態対応計画の策定等を行うために必要な事項等を定めた基準を制定し、この周知徹底、運用および見直し、改善を図る。

(不測事態の報告等)

第13条 役職員等は、不測事態の発生又は発生の兆候を知った場合、直ちにこれを所属する管理者に報告するものとする。

- ② 管理者は、前項の報告を受けた場合、前条第2項に基づき、速やかに不測事態対応計画を実行するとともに、不測事態の発生等につき、総括管理者に報告し、総括管理者は直ちにこれを委員長に報告するものとする。
- ③ 総括管理者は、委員長の指示に基づき、関係課長と協議の上、当該不測事態の対応を行い、事態の収束を図るものとする。
- ④ 総括管理者は、不測事態の再発防止の観点から、不測事態への対応結果につき、必要に応じ情報セキュリティ委員会に報告する。

(自主点検)

第14条 管理者は、自課における情報セキュリティの確保、維持について定期的に自主点検し、改善を図らなければならない。

- ② 管理者は、前項の自主点検の結果を速やかに総括管理者および監査課長に報告する。
- ③ 総括管理者は、前項により提出を受けた自主点検の結果を評価し、その結果に応じ、改善を図るために必要な指導を管理者に対して行うものとする。
- ④ 総括管理者は、監査課長その他関係課長と協議の上、管理者が第1項の自主点検を実施するために必要な事項等を定めた基準を制定し、この周知徹底、運用および見直し、改善を図る。

(監査)

第15条 監査課長は、本規程ならびに本規程に基づき、総括管理者が制定する基準および規程

類の遵守状況を監査する。

- ② 総括管理者は、前項の監査の結果に応じ、管理責任者に対して改善を図るための指導を行うものとする。

(規程等の遵守)

第 16 条 役職員等は、情報セキュリティの重要性を認識の上、本規程および本規程に基づき制定される基準および規程類、関係法令その他の規範および第三者との契約に定められた事項を遵守しなければならない。

(違反時の措置)

第 17 条 本規程および本規程に基づき、情報セキュリティ委員会等が制定する基準および規程類に違反した場合、就業規則等に基づき、懲戒処分その他の処分に付することがある。

(規程等の見直し・改善)

第 18 条 総括管理者は、本規程および本規程に基づき制定された基準の実効性を確保するために、第 13 条に基づき報告を受けた不測事態の発生原因および自主点検結果等を考慮の上、定期的にこれらを見直し、必要に応じ改善を図るものとする。

- ② 総括管理者は、管理者に対し、前項の見直し、改善が確実に行われるように指導する。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 26 日から実施する。

吉田郡農業協同組合個人情報保護方針

吉田郡農業協同組合

代表理事組合長 畑 幹夫

(平成 17 年 3 月 26 日制定)

吉田郡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1) 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第 2 条第 1 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2) 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3) 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4) 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5) 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6) 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7) 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

8) 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護に関する法律（以下「法」といいます。）に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項および業界団体の自主ルールにより公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます（用語等は、当農業協同組合（以下「当組合」といいます。）の個人情報保護方針 [ここをクリックしてください] と同一です）。

吉田郡農業協同組合

代表理事組合長 畑 幹夫

（平成 17 年 4 月 1 日制定）

1. 当組合が取扱う個人情報の利用目的（法 18 条第 1 項関係）は、次のとおりです（後記 3 以下も併せてご覧ください）。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

事業分野	利 用 目 的
信用事業 (注①)	<ul style="list-style-type: none">・金融商品・サービス利用申込の受付・本人の確認・利用資格等の確認・金融商品・サービスの提供に係る妥当性の判断・契約の締結、維持管理及び事後の管理・契約等に基づく義務の履行・権利の行使・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供・受託業務の遂行・当組合が提供する商品・サービス（注②）に関する各種の情報のご提供等
うち与信業務 (信用事業以外 の与信を含む)	<ul style="list-style-type: none">・融資等の申込の受付・本人の確認、利用資格等の確認・金融商品・サービスの提供に係る妥当性の判断・与信の判断・与信後の管理

事業分野	利 用 目 的
うち与信業務 (信用事業以 外の与信を含 む)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約等に基づく義務の履行・権利の行使 ・当組合が加盟する個人信用情報機関への提供 ・信用保証機関・提携先の保険会社等への提供 ・受託業務の遂行 ・当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
共済事業	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の受付 ・本人の確認 ・共済契約引受の判断 ・共済契約の継続・維持管理 ・共済金等の支払 ・約款等に定める契約の履行その他契約者サービス ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
購買事業 (注③)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の受付 ・注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・契約に基づくサービスの提供 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
農畜産物委託 販売事業 (注④)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の受付 ・契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供 ・費用・販売代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
営農指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の指導その他それに付帯するサービスの提供 ・経費の賦課 ・与信の判断 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
加工事業 (注⑤)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の受付 ・食品安全管理及び雇用管理 ・費用・代金の決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

事業分野	利 用 目 的
利用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込の受付 ・ 契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・ 注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供 ・ 費用・代金の請求・決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
葬祭事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込の受付 ・ 契約の締結 ・ 契約に基づくサービスの提供 ・ 費用・代金の決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
各種物品賃貸業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込の受付 ・ 契約の締結 ・ 契約に基づくサービスの提供 ・ 費用・代金の請求・決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
生活指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活改善指導とそれに付帯するサービスの提供 ・ 経費の賦課、費用・代金の決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
農業者労働災害共済会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込の受付 ・ 本人の確認 ・ 契約引受の判断 ・ 契約の締結・維持管理 ・ 見舞金等の支払い ・ 規程等に定める契約の履行その他会員サービス ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・ 経費の賦課 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
受託業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先との契約に基づく業務の遂行

事業分野	利 用 目 的
組合員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・催事等のご通知・ご案内 ・ 組合員資格の管理 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供
採用・雇用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用の可否の判断 ・ 雇用の維持・管理 ・ 当組合の指定する関係機関・団体への提供 ・ 身元保証人等に対する当組合からのご通知・ご連絡等
損害保険代理業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険契約の勧誘、募集、締結等

注) ① 日本標準産業分類の農林水産金融業に相当する事業

② 当組合が提供する商品・サービスとは、当組合が行っている全ての事業に係る商品・サービスをいい、以下の各項目において同じです。

③ 同分類の各種の小売業に相当する事業

④ 同分類の農畜産物卸売業に相当する事業

⑤ 同分類の食料品製造業の各事業に相当する事業

2. 当組合が取扱う保有個人データに関する事項(法 24 条第 1 項関係)は、次のとおりです。

(1) 当該個人情報取扱事業者(当組合)の名称 吉田郡農業協同組合

(2) すべての保有個人データの利用目的

データベース等の種類	利 用 目 的
組合員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・催事のご通知・ご連絡 ・ 組合員資格の管理 ・ 組合員その他の利害関係の閲覧請求への対応 ・ 経費の賦課 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
信用事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品・サービス利用申込の受付 ・ 本人の確認 ・ 利用資格等の確認 ・ 契約の締結 ・ 契約等に基づく義務の履行・権利の行使

データベース等の種類	利 用 目 的
信用事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査及び当組合の提供する商品・サービスの開発・研究 ・当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供 ・与信の判断・与信後の管理（資産査定・決算事務等を含む） ・当組合が加盟する個人信用情報機関への提供 ・信用保証機関・提携先の保険会社等への提供 ・当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
共済事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の受付 ・本人の確認 ・共済契約引受の判断 ・共済契約の継続・維持管理 ・共済金等の支払 ・約款等に定める契約の履行その他契約者サービス ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
購買事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の受付 ・注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
農畜産物委託販売事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の受付 ・契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供

データベース等の種類	利 用 目 的
農畜産物委託販売事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・費用・販売代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
営農指導事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の指導その他それに付帯するサービスの提供 ・経費の賦課 ・与信の判断 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
利用事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の受付 ・契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
総合情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の確認 ・与信の判断、契約の維持・管理 ・取引内容・履歴等の管理 ・市場調査及び商品・サービスの開発・研究 ・業務の遂行に必要な範囲で行う業務提携先等第三者への提供 ・資産査定・決算事務等内部管理 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

(注) ご不明な点につきましては、ご本人さまからのお申出により遅滞なくご回答させていただきます。

(3) 開示等の求めに応じる手続

① 開示等の求めのお申出先

当組合の保有個人データに関する開示等のお求めは、本所企画管理課までお申し出下さい。なお、お取引内容等に関するご照会は、最寄の本所・各事業所のお取引窓口にお尋ね下さい。

〒910-1222 福井県吉田郡永平寺町諏訪間 47-27-1

吉田郡農業協同組合 企画管理課

電話番号：0776-63-2660 FAX 番号：0776-63-2662

② 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式
(書面の様式)

開示等の求めに際して、当組合に以下の書面の提出をお願いします。

- ・開示の場合 … 個人情報開示請求書
- ・訂正・利用停止・消去等の場合 … 個人情報の訂正・利用停止・消去等請求書
- ・代理人による請求の場合 … 委任状

(開示等の求めの方式)

- ア. 窓口での受付時間は、営業日の午前9時から午後4時までとします。
- イ. 当組合の保有個人データについての利用目的の通知及び本人からの開示の請求の受付については、受付窓口において受け付けることを原則とし、やむを得ない事情がある場合には、同書面により郵送で受け付けることができます。
- ウ. 上記請求の受付にあたっては、必要書類の提出を求めます。
- エ. 代理人による請求については、代理人資格の確認を求めます。

③ 開示等の求めをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法

なりすましによる情報の漏えいを防止するため、次により開示等請求者の本人確認をさせていただきます。

(ご本人の確認の方法)

ア. 来店の場合

窓口において直接的に本人であることを証明できる運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、年金手帳、実印及び印鑑証明書(交付日より3ヶ月以内のもの)又は外国人登録証明書をご用意下さい。なお、顔写真のない証明書類により本人確認を行う場合は、他の方法での確認も併せて行うことがあります。

イ. 郵送又はファックスの場合

郵送の場合には、運転免許証又は旅券(パスポート)の写しのほかに、住民票又は請求書に実印の押印と印鑑証明書(交付日より3ヶ月以内のもの)を同封して下さい。

ファックスによる場合には、運転免許証又は旅券（パスポート）の写しと請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）の写しを送付して下さい。

（代理人の確認の方法）

代理人によるご請求の場合には、ご本人及び代理人の双方につき、上記のご本人の確認の方法による本人確認をさせていただきます。また、代理人資格の確認については、以下の証明書に基づき、代理人確認をさせていただきます。

ア．法定代理人の場合

請求者ご本人との続柄の証明できる住民票、その他続柄を証明できるものをご用意下さい。

イ．任意代理人の場合

ご本人の印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）付きの個人情報開示請求書及び委任状をご用意下さい。

④ 利用目的の通知または開示を求める際の手数料の額および徴収方法

利用目的の通知及び開示の請求については、1件当たり315円（税込）の事務手数料を負担願います。ただし、当方の過失により開示した個人データに誤りがあった場合には、收受した事務手数料を返還致します。

⑤ 求めによる回答方法

原則として、郵送の方法により回答を行います。ただし、本人との間で別に同意した方法の場合、その同意した方法によることがあります。

(4) 保有個人データの取扱いに関し当組合が設置する苦情のお申出先窓口

当組合の保有個人データの取扱いに関する苦情は、当組合企画管理課（電話番号0776-63-2660）までお申し出下さい。

3. 個人情報情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

(1) 当組合は、個人情報情報機関およびその加盟会員（当組合を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり法第23条第1項に基づくお客様の同意をいただいております。

① 当組合が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当組合がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居

先の調査をいう。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第14条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用すること。

- ② 下記の個人情報(その履歴を含む。)は、当組合が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

登 録 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間

登 録 情 報	登 録 期 間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- (2) 当組合は、当組合が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり法第23条第4項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、法の全面施行(平成17年4月1日)後の契約については、前記(1)に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。

- ① 共同利用される個人データの項目
官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）
- ② 共同利用者の範囲
全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会
(注) 全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。
ア. 全国銀行協会の正会員
イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
ウ. 政府関係金融機関またはこれに準じるもの
エ. 信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づいて設立された信用保証協会
オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの
- ③ 利用目的
全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断
- ④ 個人データの管理について責任を有する者の名称
全国銀行協会

(3) 上記のほか、上記の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(4) 上記の個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当組合ではできません。）。

- ① 当組合が加盟する個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
TEL 03-3214-5020
主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関
- ② 同機関と提携する個人信用情報機関

(株) シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を含む企業を会員とする個人情報情報機関

(株) 日本信用情報機構

<http://www.jicc.jp>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

TEL 0120-441-481

主に貸金業者を会員とする個人情報情報機関

4. 共同利用に関する事項（法 23 条第 4 項 3 号関係）

法 23 条第 4 項第 3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) 全国共済農業協同組合連合会との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産その他の基本情報
- ・共済契約内容、契約関係者氏名、告知内容、事故報告その他の共済契約関連情報
- ・決済口座、掛金払込、共済金等支払の取引内容その他の取引関連情報
- ・その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報

② 共同利用する者の範囲

当組合及び全国共済農業協同組合連合会

③ 共同利用する者の利用目的

- ・共済契約引受の判断
- ・共済契約の継続・維持管理
- ・共済金等の支払
- ・約款等に定める契約の履行その他契約者サービス
- ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究等
- ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供
- ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

④ 個人データの管理について責任を有する者

当組合

(2) 土地改良区等との間の共同利用

① 協同利用するデータの項目

- ・農地の地番、地目、地質、作目、地権者の権利関係
- ・農家世帯主名、住所・電話番号
- ・作付計画その他規模拡大等農業経営に関する意向

② 協同利用する者の範囲

当組合、市町村、土地改良、県農林総合事務所および農業委員会

③ 協同利用する者の利用目的

- ・地域の農業ビジョンの策定
- ・農作業受委託事務
- ・農地の集団化、作業計画等の調整
- ・権利移動の調整
- ・適地・適作の促進等の支援

④ 個人データの管理について責任を有する者

当組合

(3) 福井県農業信用基金協会等との共同利用

① 共同利用するデータの項目

- ・氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の属性に関する情報
- ・契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
- ・支払開始後の利用残高、月々の支払状況等取引の現状および履歴に関する情報（代位弁済後の求償権、裁判・調停等により確定した権利、完済等により消滅した権利およびこれらの権利に付随した一切の権利等に関する情報を含む。）
- ・支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するための資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績および下記②に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報
- ・取引上必要な、本人・資格の確認の提示等を受けた運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報（センシティブ情報を除く。）

② 共同して利用する者の範囲

当組合、福井県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金および社団法人

人全国農協保証センター

③ 共同利用する者の利用目的

- ・借入契約及び債務保証委託契約に関連する全ての与信判断ならびに与信後の管理
- ・代弁弁済後の求償権の管理
- ・裁判・調停等により確定した権利の管理
- ・完済等により消滅した権利の管理
- ・上記権利に付随した一切の権利等に関する管理

④ 個人データの管理について責任を有する者

当組合

(4) 手形交換所等との共同利用

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引銀行等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客様および当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、手形交換所等に提供され、参加金融機関等で下記①に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

① 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

- ・当該振出人の氏名（法人については名称・代表者名・代表者肩書）
- ・当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- ・住所（法人については所在地）（郵便番号を含みます。）
- ・当座取引開設の依頼者の氏名（法人については名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）
- ・生年月日
- ・職業
- ・資本金（法人の場合に限ります。）
- ・当該手形・小切手の種類および額面金額
- ・不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別

- ・ 交換日（呈示日）
- ・ 支払金融機関（部・支店名を含みます。）
- ・ 振出金融機関（部・支店名を含みます。）
- ・ 不渡事由
- ・ 取引停止処分を受けた年月日
- ・ 不渡となった手形・小切手の支払金融機関（店舗）が参加している手形交換所および当該手形交換所が属する銀行協会

（注）不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払金融機関に届けられている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

② 共同して利用する者の範囲

各地手形交換所、各地手形交換所の参加金融機関、全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人信用情報センターおよび全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会（各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。）

（注）共同利用者の範囲の詳細につきましては、全国銀行協会のホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/koukan/index0600.html> をご覧下さい。

③ 共同利用する者の利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保及び金融機関における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者

不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会

5. 備考

- (1) 当組合が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。
- (2) 当組合が取扱う個人情報の利用目的及びすべての保有個人データの利用目的の範囲内において、当組合が指定し、当組合が定める規程を遵守する業者にデータ処理を委託することがあります。

以 上

お客さま 各位

福井県吉田郡永平寺町諏訪間 47 号 27 番地 1

吉田郡農業協同組合

当組合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、信用事業において取得したお客さまの個人情報について、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

記

業務内容	<ul style="list-style-type: none">○ 貯金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務○ 公共債窓販業務、投信販売業務等、法律により組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務○ その他組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	<p>当組合および当組合の関連会社・団体や提携会社・団体の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用致します。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため○ 本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため○ 貯金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため○ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため○ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため○ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため○ 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため○ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため○ 信用事業以外の事業や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため○ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため○ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
法令等による利用目的の限定	<ul style="list-style-type: none">○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 14 条の 4 により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 14 条の 5 により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。